



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662
日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

平成31年度の保険料は月額16,410円
毎月の保険料は、現金、口座振替、クレジットカードで納めることができます。また、6カ月、1年など定められた月数分をまとめて前払いすると、割引が適用されてお得です。詳しくは、市民課、各支所または年金事務所へお問い合わせください。

学生納付特例制度について
20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。本人の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。承認期間は4月から翌年3月までです。対象は、学校教育法に規定する学校の在学学生です。

申請の手続き
年金手帳またはマイナンバーカード（通知カード可）、学生証のコピー（有効期限が表記されているもの）または在学証明書（原本）、本人確認ができるもの、印鑑を持って、市民課、各支所または年金事務所へ手続きをしてください。

4月から産前産後期間の国民年金保険料免除制度が始まります
国民年金第1号被保険者が平成31年2月1日以降に出産した場合、産前産後の一定期間については国民年金保険料を納付しなくて済みます。

社会保険労務士による無料年金相談

●日時・場所
4月10日（水） 危機管理センター
4月23日（火） 山本庁舎
午前10時～午後3時

●持っていくもの
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要。

●問い合わせ
街角の年金相談センター高松（オフィス）
☎087（811）6020



受動喫煙対策が強化されます

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、望まない受動喫煙の防止対策が強化されています。

この法律では、喫煙する際や喫煙場所を設置する際の配慮義務などについて定められており、現在法律の一部が施行されています。

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行スケジュール
2019年7月1日から
学校や児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎などでは、敷地内禁煙になります。

2020年4月1日から
右記以外、多数の人が利用する事務所や飲食店などが原則屋内禁煙になります。

望まない受動喫煙を生じさせないために、次のことに気を付けましょう。

【喫煙をする人】
・できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙する
・子どもや患者など、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所では、喫煙を控える

【施設の管理者】
・喫煙場所は、施設の出入り口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しない
・喫煙室を設ける場合、たばこの煙の排出先は、当該喫煙場所の周辺の通行量や状況を考慮して、受動喫煙が生じない場所とする



住宅の耐震対策を支援します

▶問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、住宅の所有者または居住者が耐震対策を実施した場合に、一定の助成を行います。

耐震対策には、地震に対する住宅の耐力を判定する「耐震診断」と、その耐震診断に基づいて計画された耐震補強を行う「耐震改修」があります。

対象者
対象となる住宅の所有者または所有者の承諾を得た人で、市税を滞納していない人

対象となる住宅
・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅、長屋、併用住宅（居住部分が2分の1以上のもの）
・耐震対策を行った後も居住の場として利用されるもの
・耐震改修工事などについては、事前に行なった耐震診断により倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があるとされたもの
・建築基準法の規定に基づく違反がないこと

過去に同一事業の補助を受けていないこと



補助金額

＜対象となる耐震対策＞

項目	補助金額
耐震診断	費用の90%を補助（上限9万円）
耐震改修工事	費用の90万円まで全額補助
簡易な耐震改修工事	費用の50万円まで全額補助
耐震シェルター・ベッド	費用の20万円まで全額補助

※借家も対象となる場合があります。詳しくは、建築住宅課へお問い合わせください。

注意事項
・申請前に事業に着手した場合は、対象になりません。
・各要件の確認や手続き方法の説明のため、必ず、申請の前に申込書を建築住宅課へ提出してください。
・耐震診断は、耐震診断技術者（建築士の資格を有する者で所定の講習を受講した者、または構造設計一級建築士）が行なうものです。
・耐震改修の施工は、県内に営業所を設けている事業者に限ります。
・リフォームを併せて行う場合は、耐震改修などに要する費用のみが対象となります。
・予定件数に達し次第、受け付けを締め切ります。



危険なブロック塀の撤去到補助金を交付します

▶問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

平成31年度より、地震発生時の避難路の確保や道路通行者の安全を確保するため、既存の危険なブロック塀を撤去する費用の一部を補助します。

対象者
危険なブロック塀などの所有者または所有者の承諾を得た人で、市税を滞納していない人（個人または法人）

対象となるブロック塀
市内に設置されたブロック塀などで、次の条件をすべて満たすもの
①一般に利用されている道に面しているもの
②道路面からブロック塀の頂部までの高さが1.2mを超えるもの
③建築住宅課が定める点検項目中、不適合箇所が1箇所以上あるもの
④倒壊した場合に、道路の通行の妨げや危険を及ぼすもの

対象となる工事
・道路に面したブロック塀などを全て撤去する工事
・翌年2月末までに撤去が完了する工事
※他にも要件がありますので、事前にお問い合わせください。

補助金額
ブロック塀の撤去および処分に要した費用の80%（上限16万円）

注意事項
・申請前に既に撤去したり、工事に着手した場合は、対象になりません。
・予定件数に達し次第、受け付けを締め切ります。

